

合併協定書

平成16年4月14日

桑名市

多度町

長島町

目 次

1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新市の名称	1
4	新市の事務所の位置	1
5	議会議員の定数及び任期の取扱い	1
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1
7	地方税の取扱い	1
8	一般職の職員の身分の取扱い	2
9	地域審議会の取扱い	2
10	新市将来構想・新市建設計画	4
11	財産及び公の施設の取扱い	4
12	特別職の身分の取扱い	4
13	条例、規則等の取扱い	4
14	組織及び機構の取扱い	4
15	一部事務組合等の取扱い	4
16	使用料、手数料等の取扱い	5
17	公共的団体等の取扱い	5
18	補助金、交付金等の取扱い	5
19	町・字名の区域及び名称の取扱い	6
20	慣行の取扱い	6
21	国民健康保険制度の取扱い	6
22	介護保険制度の取扱い	6
23	消防団の取扱い	7
24	電算システム事業の取扱い	7
25	都市計画に関する取扱い	7
26	各種事務事業の取扱い	7
26-1	男女共同参画事業	7
26-2	姉妹友好都市・国際交流事業	7
26-3	広報広聴関係事業	7
26-4	情報公開制度	8
26-5	行政連絡機構(区)の取扱い	8
26-6	納税制度について	8
26-7	消防防災関係事業	8

26-8	交通関係事業	9
26-9	窓口業務	9
26-10	人権関係事業	9
26-11	障害者(身体・知的・精神)福祉事業	10
26-12	高齢者福祉事業	10
26-13	児童福祉事業	11
26-14	保育事業	11
26-15	生活保護事業	11
26-16	その他の福祉事業	11
26-17	保健衛生事業	11
26-18	健康づくり事業	11
26-19	公立病院事業	12
26-20	し尿・ごみ収集運搬業務事業	12
26-21	環境保全対策事業	12
26-22	農林水産関係事業	13
26-23	商工・観光関係事業	13
26-24	建設関係事業	13
26-25	上・下水道事業	14
26-26	市(町)立学校(園)の通学区域	15
26-27	学校教育事業	15
26-28	生涯学習事業	15
26-29	文化振興事業	16
	調印書	17

1 合併の方式

合併前の関係市町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は平成16年、西暦2004年12月6日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「桑名市（くわなし）」とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所は、当面既存の建物を利用する。その位置については、既存建物の規模、利便性、他の行政機関との位置等を勘案し、桑名市中央町二丁目37番地（現桑名市役所）とする。
- (2) 地方自治法第4条の規定に基づき定めている合併前の各町の実務所については、支所とする。

5 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 1市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市の在任特例適用後の議会議員の定数は34人とする。ただし、在任特例適用後の任期中に定数削減の検討する。

6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置く。
- (2) 農業委員会の選挙による委員については、現在の59人は合併後1年を超えない範囲で引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

7 地方税の取扱い

1市2町で差異のある税制等については、次のとおり取扱う。

- (1) 個人市民税は、現行の標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用し、適用期間の経過後は地方税法の規定による税率を採用する。
- (2) 固定資産税について、市街化区域農地の宅地並課税については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の課税を採用し、適用期間の経過後は中部圏の特定市となっている桑名市と同様となる。なお、長島町税条例

第62条第2項については、合併後も新市に引き継ぐ。

- (3) 軽自動車税の納期については、桑名市、長島町の例による。
- (4) 鉱産税については、多度町、長島町の例による。
- (5) 入湯税について、桑名市域については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税免除を適用する。また、多度町、長島町においては、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用し不均一課税とする。なお、適用期間の経過後は長島町の例により調整する。
- (6) 都市計画税については、桑名市の例によるが、多度町、長島町域については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税免除を適用する。

8 一般職の職員の身分の取扱い

桑名市、多度町、長島町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

9 地域審議会の取扱い

- (1) 合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、新市において地域審議会を設置する。
- (2) 設置にあたっては「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会を設置する。

名 称	設 置 区 域
桑名地区地域審議会	合併前の桑名市の区域
多度地区地域審議会	合併前の多度町の区域
長島地区地域審議会	合併前の長島町の区域

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会長
- (2) 農林水産業団体、商工業団体に属する者
- (3) 社会教育及び学校教育の団体に属する者
- (4) 青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者
- (5) 社会福祉に関係する者
- (6) 学識経験を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、毎年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上のものから審議を求め事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、本庁において処理する。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り定める。

附 則

- 1 この協議は、合併の日から施行する。
- 2 最初に委嘱される地域審議会の委員の任期は、第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日までとする。

1 0 新市将来構想・新市建設計画

- (1) 新市将来構想・新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。
- (2) 新市建設計画に登載されていない実施中又は計画が策定されている国、県事業については、合併後においても着実な進捗が図られるよう積極的に要望していく。

1 1 財産及び公の施設の取扱い

1 市 2 町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。

1 2 特別職の身分の取扱い

特別職の職員の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合で新市において特別職を設置する必要のあるものは、新市において新たに設置する。

1 3 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会において協議、確認された協議項目等の調整方針に基づき、次の区分により整備する。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し施行するもの。

1 4 組織及び機構の取扱い

- (1) 当面 2 町の役場庁舎は、それぞれの行政区域を所管する総合支所として利用し、有効活用する。
- (2) 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。
- (3) 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。
- (4) 指揮命令系統が明確で、責任の所在も明確な組織・機構とする。

1 5 一部事務組合等の取扱い

- (1) 桑名広域清掃事業組合、北勢公設地方卸売市場組合、三重県自治会館組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合

に加入する。

- (2) 三重県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。ただし、旧多度町職員及び旧長島町職員については、合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 桑名・員弁広域連合については、合併の日の前日をもって当該広域連合から脱退し、新市において合併の日に当該広域連合に加入する。
- (4) 桑名介護認定審査会については、合併の日の前日をもって規約を廃止し、新市において合併の日に現行の機関の共同設置規約の内容により締結する。
- (5) 事務の受委託については、合併の日の前日をもって規約を廃止し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により締結する。
- (6) 土地開発公社については、現行の桑名市土地開発公社を新市の土地開発公社とし、多度町土地開発公社及び長島町・木曾岬町土地開発公社は合併の前日までに解散する。その他の第三セクター等については、現行のとおりとする。

1.6 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一に努める。
- (2) 諸証明・閲覧関係の手数料については、別途、協議項目として確認済のものを除き、桑名市の例により調整する。
- (3) 諸証明・閲覧関係以外の手数料については、可能な限り統一に努める。

1.7 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。

- (1) 1市2町に共通している団体は、可能な限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- (2) 別途、協議項目として確認済のものは除く。

1.8 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。なお、補助金等については以下のとおりとする。

- (1) 1市2町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い時期に関係団体等の協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、当面現行のとおりとする。
- (3) 別途、協議項目として確認済の補助金等は除く。

19 町・字名の区域及び名称の取扱い

- (1) 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 桑名市の町（まち）の名称については、現行のとおりとする。
- (3) 多度町、長島町の字の名称については、「大字」を削除し、現行の町名のあとに付けて、新市の町（まち）の名称とする。
- (4) 行政区名は、桑名市と長島町で同一名が存在する「萱町（かやまち）」「松ノ木、松之木（まつのき）」について、長島町の行政区名をそれぞれ「長島萱町」「長島松之木」とし、それ以外は現行のとおりとする。

20 慣行の取扱い

- (1) 市章については、合併前までに調整し、新市移行と同時に制定する。
- (2) 市民憲章については、新市に移行後、制定する。
- (3) 市の花・木・鳥については、新市に移行後、検討する。
- (4) 市の歌については、新市に移行後、検討する。
- (5) 宣言については、新市に移行後、調整する。
- (6) 表彰については、新市に移行後、調整する。ただし、名誉市（町）民は新市に引き継ぐ。

21 国民健康保険制度の取扱い

国民健康保険の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 賦課形態は、「保険税」とする。
- (2) 賦課方式は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の4方式とする。
- (3) 税率は、合併特例法第10条の規定を適用して不均一課税とし、適正な負担額となるよう合併年度及びこれに続く5年度間内で調整する。（その間のできるだけ早い時期に税率を調整し、統一したものを適用できるように努める。）
- (4) 納期は、桑名市の例（10期）による。
- (5) 軽減割合は、7割・5割・2割とする。

22 介護保険制度の取扱い

保険料については、介護保険法第117条の規定により作成する介護保険事業計画の中で、概ね3年を通じ財政の均衡を保つように算定されているため、合併年度及び翌年度はそれぞれ現行の保険料とし、平成18年度を目途として統一した保険料を設定する。

2.3 消防団の取扱い

- (1) 1市2町の消防団の団員である者については、すべて新市に引き継ぐ。新市における組織については、団長1人とし、旧1市2町に方面団長（階級は副団長）を置き旧1市2町の管轄区域を統括する。その他の団員については、現行のとおりとする。
- (2) 任免（任用）の範囲は桑名市の例による。なお、団長・副団長の任期については多度町、長島町の例による。
- (3) 報酬は下記のとおり定める。

（単位：円）

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬 (年額)	180,000	160,000	75,000	57,000	40,000	40,000	33,000

- (4) 消防団交付金等、出勤（出場）手当、賄手当、点検手当については、桑名市の例により調整する。

2.4 電算システム事業の取扱い

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合を図る。また、他のシステムについては、新市において調整する。

2.5 都市計画に関する取扱い

- (1) 都市計画区域については、当面現行のとおりとし、見直し等については新市において調整する。
- (2) 都市マスタープランについては、新市において新たに策定する。

2.6 各種事務事業の取扱い

2.6 - 1 男女共同参画事業

男女共同参画事業については、現行の桑名市の内容をもとに新市において調整する。

2.6 - 2 姉妹友好都市・国際交流事業

- (1) 友好都市については、合併後も引き続き交流する。
- (2) 国際交流事業は、合併後も現行の内容を継続して実施する。

2.6 - 3 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙は現行の桑名市の例により調整する。よって発行日は毎月1日と

15日とする。なお、配布方法は新市においても、当面現行のとおりとし、必要に応じて調整する。

- (2) ホームページについては、充実を図るため、新市において調整する。
- (3) 新市移行後の市民への情報提供の手段として、現行のケーブルテレビを活用する。
- (4) 広聴関係は、現在実施している事業を継続するよう調整する。

26 - 4 情報公開制度

情報公開制度については、合併前に調整し合併時から適用する。ただし、合併前の各市町の情報の公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

26 - 5 行政連絡機構(区)の取扱い

- (1) 自治会連合組織については、新市に桑名市自治会連合会を置く。なお、自治会連合会への補助金は桑名市の例により調整する。
- (2) 単位自治会への補助金等については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 地区公民館(集会所)整備補助金については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- (4) 表彰規定については、桑名市の例による。

26 - 6 納税制度について

前納報奨金制度については、合併年度及びこれに続く5年度間は不均一の報奨金を採用し、適用期間の経過後は現行の桑名市の例により調整する。ただし、報奨金を円滑に移行するため、多度町、長島町にあっては合併年度及びこれに続く5年度間の不均一期間中に激減緩和措置を講じる。

なお、納税貯蓄組合については、当面現行のとおり存続させる。

26 - 7 消防防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において新たに策定する。
- (2) 各種相互応援協定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- (3) 防災行政無線については、当面現行のとおりとするが、更新時にはデジタルに統一する。また、新市において支所となる多度庁舎、長島庁舎に、桑名市役所を親機とするデジタル端末を設置する。
- (4) 新設の防火水槽、消火栓については、新市が設置し、費用においても全額

新市が負担する。なお、地元が所有する防火水槽などの改修・修理の補助金については桑名市の例による。

- (5) 消防施設等整備補助金等については、新市において調整する。

26 - 8 交通関係事業

- (1) 放置自転車等対策事業は、桑名市の例により調整する。
(2) 放置自動車対策事業は、桑名市の例により調整する。

26 - 9 窓口業務

- (1) 現在の出張所における窓口業務については、現在のサービス水準の低下を招かないよう、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(2) 現在の市役所及び役場における窓口業務（戸籍・住民登録等）の時間外対応については、現在のサービス水準の低下を招かないよう、合併までに業務等の統一を図る。
(3) 現在設置されている自動交付機は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市における支所及び出張所等への自動交付機の設置については、新市において必要に応じて稼働できるよう検討する。
(4) ① 1市2町で差異のある窓口手数料（戸籍・住民登録・印鑑登録等）の額については、次のとおり取扱う。
ア 住民票及び戸籍の附票の写し、住民票及び戸籍の附票の記載事項証明、住民基本台帳及びその写しの閲覧、外国人登録原票記載事項証明書、外国人登録原票の写し、臨時運行許可申請手数料、身分に関する証明、埋火葬に関する証明、印鑑登録に関する証明、焼失証明、その他諸証明に係る手数料の額は、桑名市の例による。
イ 印鑑登録手帳再交付（印鑑登録証再発行）手数料の額は、200円とする。
② その他の窓口手数料の額は、1市2町で同一のため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(5) 新市における住民基本台帳カードの発行方法は、合併前に調整する。住民基本台帳カードを利用した新市独自の住民サービスについては、新市移行後1年以内に検討する。

26 - 10 人権関係事業

- (1) 人権尊重に関する基本条例は、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市において新たに制定する。
(2) 人権施策基本方針・基本計画、人権施策推進計画及び同和教育基本方針は、

新市において新たに策定する。

- (3) 差別撤廃審議会（人権施策審議会）、人権まんが作成委員会、人権啓発推進本部及び同和問題啓発推進協議会は、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市において新たに設置する。

26-11 障害者（身体・知的・精神）福祉事業

- (1) 重度（心身）障害者（児）福祉（介護）手当について
 - ① 身体障害・知的障害の受給対象者は長島町の例により、精神障害の受給対象者は桑名市の例による。ただし、等級比較区分により精神障害者保健福祉手帳3級も加える。
 - ② 単価については桑名市の例によるが、桑名市で支給対象外であった、身体障害者4級、療育手帳B軽度、精神障害者保健福祉手帳3級はそれぞれ700円とする。ただし、多度町の身体障害者1・2級、療育手帳A最重度・重度の単価については、当面現行のとおりとする。
 - ③ 除外規定については、桑名市の例による。
 - ④ 名称については、障害者（児）福祉手当とする。
- (2) 障害者おむつ助成は、長島町の例により調整するが現金支給は廃止し、おむつ券の配布とする。また、新たに除外規定を設け、要介護度4・5、補装具給付対象者は除外する。
- (3) 補装具給付・修理、日常生活用具給付自己負担助成は、長島町の例による。

26-12 高齢者福祉事業

- (1) 敬老祝事業について
 - ① 式典については、当面現行のとおり開催する。ただし、新市において式典のあり方も含め、検討する。
 - ② 記念品、祝金については、祝金で統一し、下記のとおりとする。

77歳	（喜寿）	5,000円
88歳	（米寿）	10,000円
99歳	（白寿）	30,000円
最高齢者	（男・女）	50,000円
 - ③ 祝金対象者の対象要件については、桑名市の例による。
 - ④ 訪問については、当面現行のとおり実施する。ただし、新市において訪問のあり方も含め、検討する。
- (2) 高齢者おむつ助成については、桑名市の例による

26-13 児童福祉事業

すこやか赤ちゃん祝金は、多度町の例による。

26-14 保育事業

- (1) 保育料は、現行のとおり不均一とし、合併年度及びこれに続く5年度間内で統一に向けて調整する。(その間できるだけ早い時期に保育料を統一する。)
- (2) 同一世帯から2人以上入所している場合の保育料については、長島町の例により調整する。ただし、合併年度の残存期間については現行のとおり引き継ぐ。

26-15 生活保護事業

- (1) 生活保護事務については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。
- (2) 福祉事務所の組織及び所員の定数は、社会福祉法第15条及び第16条の規定による。
- (3) 生活困窮者事業については、桑名市の例による。

26-16 その他の福祉事業

- (1) 乳幼児医療費助成事業は、桑名市の例による。
- (2) (心身)障害者医療費助成事業について、身体障害・知的障害の給付対象者は多度町、長島町の例により、精神障害の給付対象者は桑名市の例による。また、名称は障害者医療費助成事業とする。

26-17 保健衛生事業

- (1) 予防接種法に基づく予防接種は、桑名市、長島町の例による。
- (2) 結核予防法に基づく健康診断及び予防接種は、桑名市、長島町の例による。

26-18 健康づくり事業

- (1) 胃がん検診については、多度町の例による。
- (2) 大腸がん検診の集団検診については多度町の例により、個別検診については桑名市の例による。
- (3) 子宮がん検診の集団検診については現行のとおり新市に引き継ぎ、個別検診については桑名市の例による。
- (4) 乳がん検診の視触診・超音波撮影検査については桑名市の例により、マンモグラフィー検査については長島町の例による。

- (5) 肺がん検診については、結核検診と同時実施の胸部X線間接撮影及び喀たん検査の対象者は多度町の例により、自己負担額は長島町の例による。単独実施の胸部X線間接撮影及び喀たん検査の対象者は桑名市の例により、自己負担額は無料とする。
- (6) 骨粗しょう症検診については、多度町の例による。
- (7) 基本健康診査の個別健診の対象者については桑名市、多度町の例により、自己負担額は長島町の例による。集団健診の対象者については多度町の例により、自己負担額は長島町の例による。
- (8) 肝炎ウイルス検診については、多度町の例による。
- (9) 人間ドックについては、長島町の例による。

26-19 公立病院事業

現桑名市民病院は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後ともより一層の経営の効率化に努めるとともに、病院施設の整備については、住民ニーズを十分把握して、機能面、採算性を十分考慮に入れて検討する。

26-20 し尿・ごみ収集運搬業務事業

- (1) 合併処理浄化槽設置整備補助事業は、桑名市、長島町の例により調整する。
- (2) 一般廃棄物処理業等合理化対策事業については、新市において一般廃棄物処理業等合理化事業計画を策定する。
- (3) 生ごみ処理機、生ごみ減量処理容器（コンポスト容器）及び生ごみ発酵用密閉容器（ボカシ）の購入に対する補助は、多度町の例により調整する。ただし、1世帯あたりの基数については、桑名市の例による。
- (4) 資源物（資源ごみ）回収団体育成助成事業は、多度町の例により調整する。ただし、育成助成金の単価については、新市において調整する。
- (5) 一般廃棄物処理計画は、新市建設計画に基づき、新市において策定する。
- (6) 一般廃棄物処理券（指定袋）販売委託事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併年度及びこれに続く3年度間内で統一に向けて調整する。
- (7) 可燃ごみ収集運搬事業及び不燃ごみ収集運搬事業の収集運搬方法については現行のとおり新市に引き継ぎ、手数料の額は桑名市の例による。
- (8) 粗大ごみ収集運搬事業の収集運搬方法及び手数料の額は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併年度及びこれに続く3年度間内で統一に向けて調整する。

26-21 環境保全対策事業

桑名市営火葬場使用料の額は、桑名市の例による。

26-22 農林水産関係事業

- (1) 土地改良団体(土地改良事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(事務の取扱いについても現行のとおりとし、長島町土地改良区の事務は新市において取扱う。)
- (2) 県単補助事業、市単独事業で実施する農業専用用水路改修事業については、地元負担を求める。ただし、地元の負担割合については、合併後速やかに調整する。なお、農業用の排水路、排水施設、農道整備に係る費用についてはすべて新市において負担する。
- (3) 農業振興地域については当面現行のとおりとし、新市において策定する農業振興地域整備計画に基づき調整する。

26-23 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、引き続き事業の推進に努めるとともに、具体的事業については、次のとおりとする。

- (1) 自主運行バスの運行路線、料金体系については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市の一体性及び公共交通の確保の観点から、新市において総合交通体系調査を実施のうえ調整する。
- (2) 利子補給制度については、中小企業金融対策として、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 中心市街地活性化対策事業については、中心市街地活性化基本計画に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 企業誘致事業については、合併前に調整し合併時から適用する。
- (5) 桑名グリーンシティ推進事業については、多極分散型国土形成促進法の振興拠点地域基本構想に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 観光及び物産振興イベント事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、拡大あるいは統一すべき事業については、新市において調整する。

26-24 建設関係事業

- (1) 道路認定基準については、新市において新たに制度を制定する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
- (2) 一般公営住宅、改良住宅及び特定目的住宅使用料については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。

26-25 上・下水道事業

(上水道事業の取扱い)

- (1) 水道料金について、桑名市、多度町は、現行のとおりとし、長島町については、合併時に下記のとおり新市の目標料金を採用する。ただし、合併後3年以内に新市の水道料金に統一する。

〈目標料金〉

専用、共用及び特設給水装置（1ヶ月当たり）

用途別	基本料金		超過料金(1m ³ につき)			
	水量	料金	水量11～ 20m ³	水量21～ 40m ³	水量41～ 100m ³	水量101 m ³ ～
一般用	10m ³	700円	110円	140円	150円	170円
公共用	10m ³	700円	110円	140円	150円	170円
臨時用	20m ³	4,000円	20m ³ を超えるもの 335円			

私設消火栓

用途別	基本料金		摘要
	使用時間	料金	
火災以外の場合 に使用するもの	毎10分まで	200円	一口につき

- ※ 検針方法 ・ 隔月検針。
 料金の徴収 ・ 隔月徴収。
 納付方法 ・ 下水道使用料と一括して請求・納付。

- (2) 加入者負担金については、合併時に統一する。

(下水道事業の取扱い)

- (1) 下水道使用料については、下記のとおり合併時に統一する。

下水道使用料（1ヶ月当たり）

種別	基本料金		超過料金(1m ³ につき)					
	水量	料金	水量11～ 20m ³	水量21～ 40m ³	水量41～ 100m ³	水量101～ 500m ³	水量501～ 1,000m ³	水量1,001 m ³ ～
一般汚水 温泉汚水	10m ³	900円	120円	140円	160円	190円	210円	230円
公衆浴場 汚水			1m ³ につき		23円			
学校プール 汚水			1m ³ につき		88円			

- ※ 使用水量 ・ 水道水と温泉の合計検針水量。
 ・ 井戸水は、検針メーターを自費で付けたうえで職員が2ヶ月に1回検針。
 使用料の徴収 ・ 隔月徴収。
 納付方法 ・ 水道料金と一括して請求・納付。
 ・ 井戸水については、納付書により指定金融機関へ自主納付。

- (2) 受益者負担金については、桑名市の例による。ただし、一般住宅については、負担金額が250,000円を超えるときは、250,000円を上限とする。

(農業集落排水事業の取扱い)

- (1) 農業集落排水使用料、農業集落排水分担金については、合併時に公共下水道の使用料、受益者負担金の額に統一する。

26-26 市(町)立学校(園)の通学区域

通学区域については、当面現行のとおりとする。ただし、新市において必要に応じて通学区域を検討する。

26-27 学校教育事業

- (1) 市(町)立幼稚園、小学校、中学校については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 幼稚園保育料については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぎ、桑名市の中学校給食については実施の方向で検討する。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 小学校修学旅行補助金については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 中学校修学旅行補助金については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 私立幼稚園就園奨励費補助金については、桑名市の例による。

26-28 生涯学習事業

- (1) 社会教育(体育)施設運営、維持管理業務については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 成人式については、当面旧市町単位の分散開催とする。なお、運営方法等については新市において調整する。
- (3) 1市2町が実施する地域性のある各種社会体育及び社会教育事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。

26-29 文化振興事業

- (1) 指定文化財についてはすべて新市に引き継ぎ、補助制度については新市において調整する。
- (2) 博物館等の管理運営及び文化財の保存については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

は新市に

新市に引

調 印 書


桑名市、多度町、長島町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく桑名市・多度町・長島町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年4月14日


桑 名 市 長

水谷 元 

多 度 町 長

鷲野 利彦 

長 島 町 長

平野 久克 

立 会 人

合併協議会委員

古 庄 憲 之

合併協議会委員

丸 山 康 人

合併協議会委員

吉 良 勇 蔵

合併協議会委員

竹 石 正 徳

合併協議会委員

伴 藤 明

合併協議会委員

佐 藤 信 義

合併協議会委員

大橋 利一郎

合併協議会委員

斎藤 八郎

合併協議会委員

西田 道夫

合併協議会委員

水谷 正

合併協議会委員

江上 元一

合併協議会委員

丹羽 洋

合併協議会委員

森 信弘

合併協議会委員

西澤美雪

合併協議会委員

伊藤富雄

合併協議会委員

伊藤たね子

合併協議会委員

水谷素之

合併協議会委員

伊藤さな子

合併協議会委員

丹羽和一

合併協議会委員